



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

## 福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

# 印紙の貼り過ぎ注意!! 5万円未満は印紙を貼る必要がなくなりました!

税制改正

これまで「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税となりました。

### 印紙税の節税です!

#### 50,000円～53,999円は消費税を分けて書く!

消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」と言います)が区分記載されている場合、又は税込価格及び税抜価格が記載されることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には「領収書」などの第17号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないとされています。

(例) 領収書(第17号文書)において、

- ① 領収金額51,840円 税抜価格48,000円 消費税額等3,840円と記載したもの
- ② 領収金額51,840円 うち消費税額等3,840円と記載したもの
- ③ 領収金額48,000円 消費税額等3,840円 計51,840円と記載したもの
- ④ 領収金額51,840円 税抜価格48,000円と記載したもの

上記①～④は、印紙税額は必要ありません。経費の削減にもなります。



### 印紙税を納付しなかったときは

印紙税が課される文書の作成者が印紙税を納付しなかったときは、たとえ印紙税が課されることを知らなかったり収入印紙を貼り忘れた場合であっても、納付しなかった印紙税の額の3倍(収入印紙を貼っていないことを自主的に申し出たときは1.1倍)の過怠税が課されます。

また、文書に貼り付けた収入印紙に所定の方法で消印をしなかったときは、その消印しなかった収入印紙の金額と同額の過怠税が課されます。

なお、過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費に算入されませんのでご注意下さい。

### 印紙税を誤って納付したときは

印紙税を納付する必要がない文書に誤って収入印紙を貼って印紙税を納付したり、印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼って印紙税を納付した場合には、その文書を過誤納となつたままの状態で所轄税務署に持参し、一定の手続きをとることによって印紙税の還付を受けることができます。

なお、収入印紙は国の各種手数料の納付などにも使用されますが、これらの納付のために誤って収入印紙を貼った場合などは、印紙税の還付の対象にはなりません。

### 収入印紙の交換について

汚損又はき損されていない収入印紙は、最寄りの郵便局で他の額面の収入印紙と交換することができます。

なお、交換の際には、郵便局に提出する収入印紙1枚につき5円の手数料がかかります。

※収入印紙を現金に交換することはできません。

詳しくは国税庁ホームページにてご確認下さい

## 自動車税の納付期限は6月2日(月)です

- 4月1日現在で自動車をお持ちの方に課税されます。5月上旬に納税通知書が送付されますので、その納税通知書に記載されている納付場所で、必ず6月2日までに納めましょう。
- 住所変更などで納税通知が届かないときは、最寄りの県税事務所にお尋ね下さい。
- 自動車を買い替えられた方で、下取り等に出した車の納税通知書が送られてきた場合は、抹消あるいは移転の登録手続きが済んでいないと思われますので、手続きを依頼された販売会社等をご確認下さい。

### 福岡県下の各県税事務所

- |                               |                  |
|-------------------------------|------------------|
| ■ 博多 (博多区・南区)                 | TEL:092-473-8396 |
| ■ 東福岡 (東区・宗像市・古賀市・福津市・粕屋郡)    | TEL:092-641-0236 |
| ■ 西福岡 (中央区・城南区・早良区・西区・糸島市)    | TEL:092-735-6214 |
| ■ 筑紫 (筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・筑紫郡) | TEL:092-513-5576 |

### ■ 北九州東 (小倉北/南区・門司区・行橋市・豊前市・京都郡・築上郡)

TEL:093-592-3501

### ■ 北九州西 (戸畠区・八幡東/西区・若松区・中間市・遠賀郡)

TEL:093-662-9312

### ■ 飯塚・直方 (筑豊)

TEL:0948-21-4922

### ■ 久留米 (久留米)

TEL:0942-30-1078

### …<事務局からのお知らせ>…

事務局では、地球温暖化を防止の一環として5月1日～10月末日までCOOLBIZで執務させていただきます。  
よろしくお願い致します。



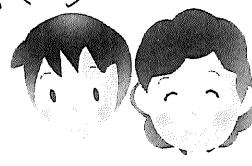
# 会員の異動状況

平成17年12月の事務局開設から今年で8年になりました。昨年度は一昨年よりも、法人成り等で退会される方が多くありました。しかしながら、白色申告者の記帳義務化に伴う講習会や会員の皆さまからの紹介、ホームページ上の入会勧奨等による会活動が功を奏したのか新規入会者も多く、会員数は31名の純増となりました。

平成26年3月末現在で324名の在籍となり、お陰さまで念願の300名を超えるました。ありがとうございました。

今年の12月7日で県連移転10周年、来年の12月1日で祇園支部開設10周年と節目を迎えます。これまで以上に、会員の皆さまに喜ばれる会運営に励み、更なる会員増強につながるよう事務局一同、努めてまいります。

今年度も皆さま方からの変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



## 全青色傷害疾病入院 全青色共済の 保険金請求についてのお尋ね

青色申告会では福利厚生事業の一環として、団体割引を利用した共済制度を取り扱っています。

ご加入の方でケガや病気で入院されたのに、保険金の請求をお忘れの方はございませんか？

請求がお済みでない方は、当会まで早急にご連絡下さい。

## 税務相談日のお知らせ (税理士による無料相談)

ご相談の際は、ご予約をお願い致します。

5月7日(水)・5月19日(月)・6月3日(火)

※各日10時～12時／13時～16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々

※上記は都合により変更する場合がございます。

## 会費の口座振替手続きについて

まだ会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまには、口座振替依頼書を同封致しております。

5月15日(木)が締切日ですので、それまでにご郵送もしくはご持参下さいようお願い致します。

6月27日(金)が口座振替日です。来月の会報と一緒に明細書をお送り致します。

※ 以前ご提出いただきました「口座振替依頼書」が、『印鑑相違』等の理由で金融機関より返却されました方にも再度、同封致しました。ご面倒をおかけしますが、もう一度ご提出をよろしくお願ひします。

## 同封のハガキについて

昨年の11月以前から全青色共済・傷害特約、全青色傷害、疾病入院補償にご加入いただいている会員の皆さまには、口座振替のご案内を同封しています。口座残高をご確認下さいようお願い致します。

なお、案内の記載内容は、前回の更新時の状況で作成されております。その後、変更や脱退をされた場合の内容は反映されておりません。ご了承下さい。

行今 事月 予の 定日	行事予定日	行事内容
	5月1日(木)	クールビズ開始(10月末終了予定)
	5月14日(水)	会議のため、午後から事務所を閉めます(県連理事会・事務局担当者会議)
	5月15日(木)	当会会費・口座振替依頼書 締切日(未提出者・変更希望者)
	5月23日(金)	全青色共済・傷害特約 保険料口座振替日
	5月27日(火)	全青色傷害・疾病入院補償 保険料口座振替日
	6月2日(月)	所得税 延納税額の納付日(延納の届出提出者のみ)

## Windows XPのサポート期間が終了しました!

皆さんご使用中のパソコンはWindows XPではありませんか？すでにテレビ・新聞の報道等でご存じのとおり、Windowsを販売しているマイクロソフト社は、今年の4月をもってXPの保守サービスを終了しました。保守サービスが終わったパソコンをそのまま使い続けると、ウイルス感染や情報漏洩などのリスクを伴います。また、当会の会計ソフトもすでにサポートが切れています。ちまたでは「インターネットに接続しなければ大丈夫!？」というような情報も出回っているようですが、パソコンを買い替える費用もかさむとはいえ、それ以上の損害を受けたり、意図せず加害者になる可能性も十分にあります。パソコンは消耗品です。早急に買換えをお済ませ下さい。

ちなみに次は「Windows Vista」が2017年4月12日まで、「Office 2007(Word2007やExcel 2007等)」は2017年10月11日までがサポート期限です。

## 祇園支部NEWS

メール : info@aoiro-f.com  
H P : <http://aoiro-fukuoka.seesaa.net/>  
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集  
後記

消費税率がとうとう4月1日で8%へ引き上げられました。4月に記帳確認で来会された会員の皆さまからお話を伺いますと、業種により状況は様々で、皆さんご苦労なさっているようです。

また、消費増税のニュースに隠れて話題にはなっていないませんが、同じく4月1日から印紙税の非課税範囲が拡大されました。「知らなかった」という方が意外に多く、マスコミには増税ばかりでなく減税も話題にしてほしいものです。